

会員各位

協同組合 近畿整骨師会
理事長 田村 公伸
保険部長 川本 大作

－ 保険部連絡 －

①北山村における医療費助成制度の取り扱い ②柔道整復施術療養費の受領委任払いにおけるマイナンバーの活用 } について

平素は本会運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。
標記についてご連絡を申し上げますので、下記をご熟読の上、対象月よりご対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

－ 記 －

①北山村における子ども医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業について
和歌山県国民健康保険団体連合会からの事務連絡等によりご承知済みとは存じますが、北山村では平成28年8月1日受診分より、標記の医療費助成事業を現物給付として対応することになりました。本措置により医療機関受診時の自己負担額が助成されることとなりますので、窓口での支払いは不要となります。受領委任払い制度上における療養費の支給申請についても、平成28年9月提出分より国保加入者分(後期高齢者医療分含む)については審査支払形式に移行されることになりましたので、助成医療費に係わる申請書は公費併用分として国保連合会に提出していただきますよう、お願いいたします。併行して社会保険加入者分の助成医療費の請求は“柔道整復施術療養費支給申請書”を用いて直接北山村に請求業務を行っていただきますよう、ご対応の程をお願いします。

【ご参考】 北山村における、標記助成制度当該者数…全39名(平成28年4月1日現在)

★★ 留意点 ★★

過日からの周知通り、社会保険加入者分における助成医療費の請求にあたってご使用いただく帳票は、本会所定の【柔道整復療養費支給申請書】になります。記載方法は3月29日付けの保険部連絡に添付しました“サンプルA”を熟読の上、窓口業務に従ってください。

本通知を含め当会から助成医療費請求用紙の統一周知を行った自治体は以下となります。

岩出市・田辺市・橋本市・和歌山市・かつらぎ町・日高町・日高川町・美浜町・北山村

尚、上記自治体への請求時は~~給付票添付~~が必須となっていますので“サンプルB”をご参照の上、添付漏れがないようお取り計らいください。

②柔道整復施術療養費の受領委任払いにおける個人番号(マイナンバー)の活用について
厚生労働省のウェブサイト等により既にご承知済みの方もいらっしゃるかと存じますが、平成28年1月より国民健康保険及び後期高齢者医療の療養費について、患者が希望する場合は氏名に代えて個人番号を記載することにより申請が可能となっています。
患者からの申し出に際し、支給申請書への個人番号の記載方法や個人番号記載を伴う申請書の提出方法等に関する詳細は近畿厚生局のウェブサイト【https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryu_shido/jyuuseimynumber.html】もしくは当会ウェブサイトよりご確認の上にてご対応の程を、よろしく願いいたします。
尚、インターネット環境が整っていない方には厚生労働省が開示している書面を個別に送付させていただきます。必要時には事務局までご一報ください。

以上